

広島市多文化共生のまちづくり推進指針 改定案（たたき台）
～互いに認め合い共に生きていくまちづくりを目指して～

I 改定の趣旨

本市では、平成 18 年（2006 年）に「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」（以下「指針」という。）を策定して以後、これに基づき多文化共生社会の実現に向け、生活関連情報の多言語化や多言語による相談体制の拡充、日本語教育の充実などに取り組んできた。

前回指針を改訂した平成 26 年（2014 年）の年末時点で、国内に在留する外国人は約 212 万人であったが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な減少を除き増加が続いており、令和 4 年（2022 年）末時点では約 308 万人と過去最高を更新している。本市においても、前回指針改訂時（平成 26 年（2014 年）3 月末）に 15,651 人であった外国人住民数は令和 6 年（2024 年）4 月末時点で 21,921 人と過去最高となっており、国籍・在留資格の構成比も大きく変化している。

この間、我が国においては少子化・高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、本市においても令和 2 年（2020 年）をピークに人口減少が続いている。こうした中、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、世界に誇れる「まち」広島の実現をめざす本市にとって、今後も増加が見込まれる外国人市民は、地域の社会・経済の重要な担い手であり、外国人市民を含む誰もが、本市を生活の拠点として選択したいと思える諸環境を整えていくことがこれまで以上に重要になっている。

また、本市の総人口に占める外国人住民の比率は徐々に上昇しており、近い将来、市民の 50 人に 1 人は外国人となることも予想される。こうした中、都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が多様性を尊重するとともに、健やかで、その価値観やライフスタイルに応じて共に助け合いながら生き生きと暮らし、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりを着実に進めていく必要がある。

令和 6 年（2024 年）、国は、技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労」制度の創設を決定した。育成就労は、外国人労働者の確保・育成を目的とし、特定技能への移行も可能とすることで外国人の中長期的な就労を促すものであることから、新制度実施後は、永住者の在留資格を取得し、家族を帯同する外国人がさらに増加する可能性がある。

以上のような本市がめざす都市像の実現と国の外国人受入れ施策の変更に伴う状況の変化に的確に対応するため、令和 4 年（2022 年）度を実施した「多文化共生意識調査」の結果や、本市の外国人住民の現状についてのデータ等をふまえて本指針を改定する。

指針の改定により、市民生活に直接関係する基礎自治体として、外国人受入れに係る国・県との役割分担を踏まえつつ、関係機関と連携しながら、本市の実態に即した多文化共生施策を実施し、文化的背景や民族、国籍の異なる人々が、互いに認め合いながら市民生活を営むことができる環境作りを進め、「魅力と活力あるまちづくり」の実現を目指す。

<国の動向など>

- ・ 国は、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進することとした。また、令和元年（2019 年）には日本語教育の推進に関する法律を制定し、日本語教育の推進に関する基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を規定した。
- ・ その後も令和 2 年（2020 年）9 月の「地域における多文化共生推進プラン」改訂、令和 4 年（2022 年）6 月の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」決定（令和 5 年（2023 年）6 月一部変更）等の動きがあった。
- ・ 令和 6 年（2024 年）、国は技能実習制度廃止し、外国人の就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする「育成就労」制度の創設の方針を決定した。

【外国人市民】の定義

本指針では、本市に在住する外国籍の人に加え、日本国籍で外国にルーツをもつ人、外国人の親の文化を背景にもつ人など、様々な事情で外国にルーツをもつ人全般を「外国人市民」とする。

なお、広島市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記する。

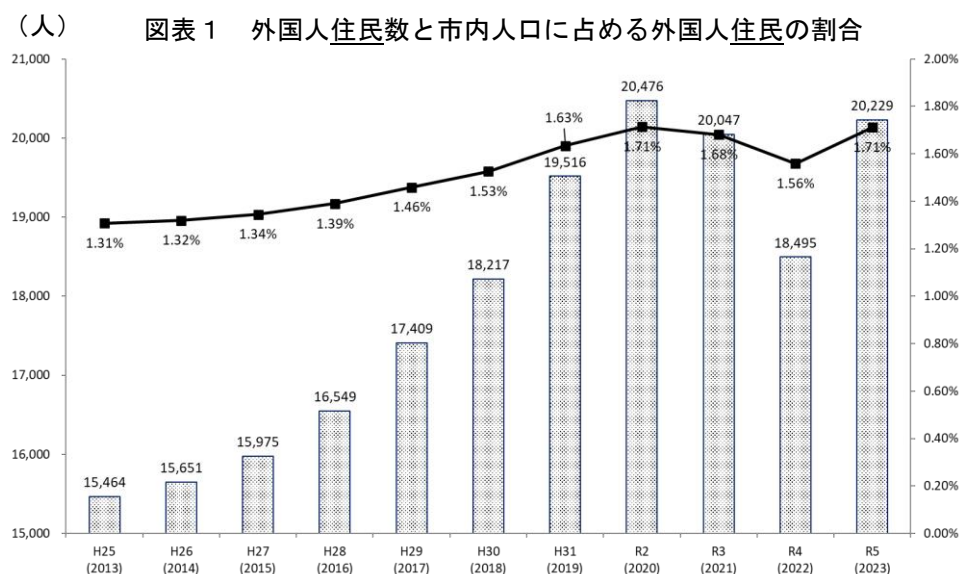
※ただし、すでに実施されている事業については表記を変更しない。

Ⅱ 本市の現状

1 統計データから見る現状

(1) 外国人住民の増加

- ・ 広島市における令和 6 年（2024 年）2 月末時点の外国人住民数は 21,736 人で、市内人口に占める外国人住民の割合は 1.85%を占めている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 3～4 年度（2021～2022 年度）に外国人住民数は減少したものの、前回指針改訂時（平成 26 年（2014 年）3 月末）の 15,651 人と比較すると約 4 割増加している。



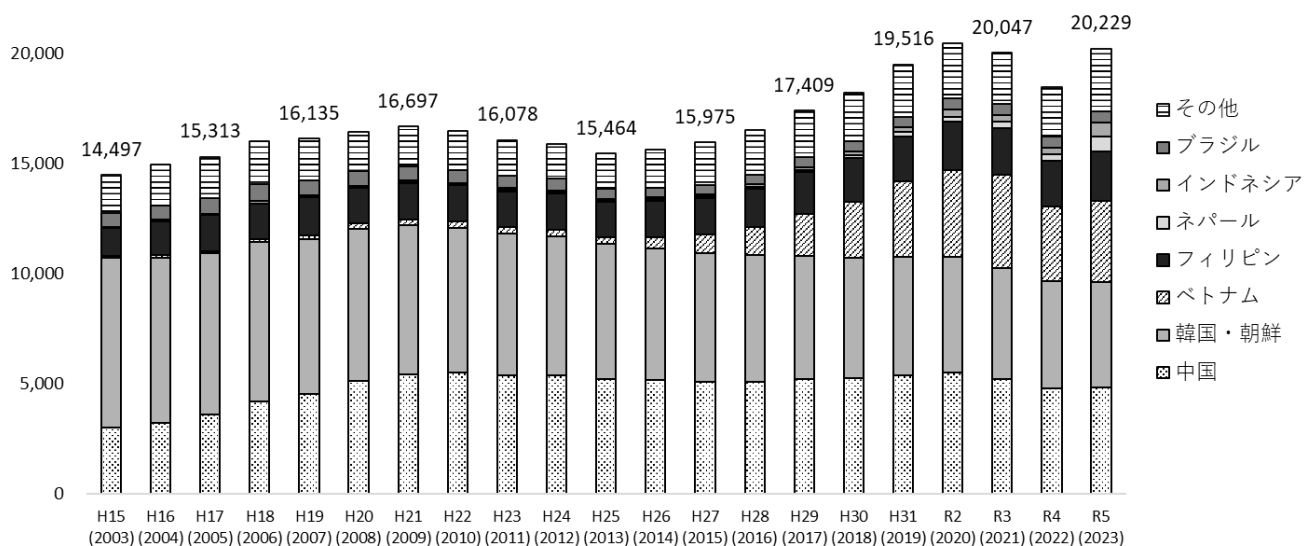
(出所) 広島市住民基本台帳データ 各年 3 月末

(2) 国籍や在留資格の多様化

- ・ 国籍については、前回指針改訂時と比較してベトナムが 7.3 倍増加（平成 26 年（2014 年）3 月末 508 人→令和 5 年（2023 年）3 月末 3,691 人）、韓国・朝鮮は 20.1%減少（5,976 人→4,777 人）するなど、構成比に変化が見られる。また、上位 3 か国の占める割合が 81.8%から 65.8%に低下しており、国籍が多様化している。

(人)
25,000

図表 2 外国人住民数（国籍別）の推移



(出所) 広島市統計書及び住民基本台帳データ 各年 3 月末

- ・ 在留資格については、前回指針改定時と比較して特別永住者が 23.0%減少、技能実習が 113.6%、技術・人文知識・国際業務が 116.5%、家族滞在が 63.9%の増加となっている。
- ・ 上位 3 つの在留資格が占める割合が 72.4%から 64.8%に低下しており、在留資格が多様化している。

図表 3 在留資格別外国人住民数の比較

	H26 (2014) (人)	R5 (2023) (人)	増加率 (%)
特別永住者	5,345	4,113	▲23.0
永住者	4,614	6,074	31.6
技能実習	1,371	2,929	113.6
留学	1,149	1,275	11.0
日本人の配偶者	766	756	▲1.3
家族滞在	642	1,052	63.9
定住者	557	694	24.6
技術・人文・国際※	522	1,130	116.5
その他	685	2,206	222.0
合計	15,651	20,229	29.3

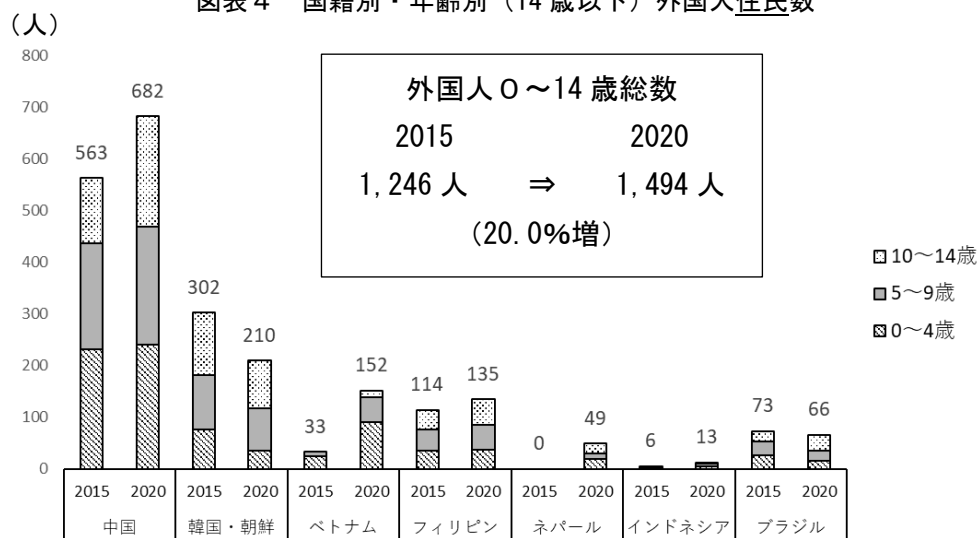
※平成 26 年の人数は「技術」と「人文知識・国際業務」の合計

(出所) 住民基本台帳データ 各年 3 月末

(3) 子ども・高齢者の増加

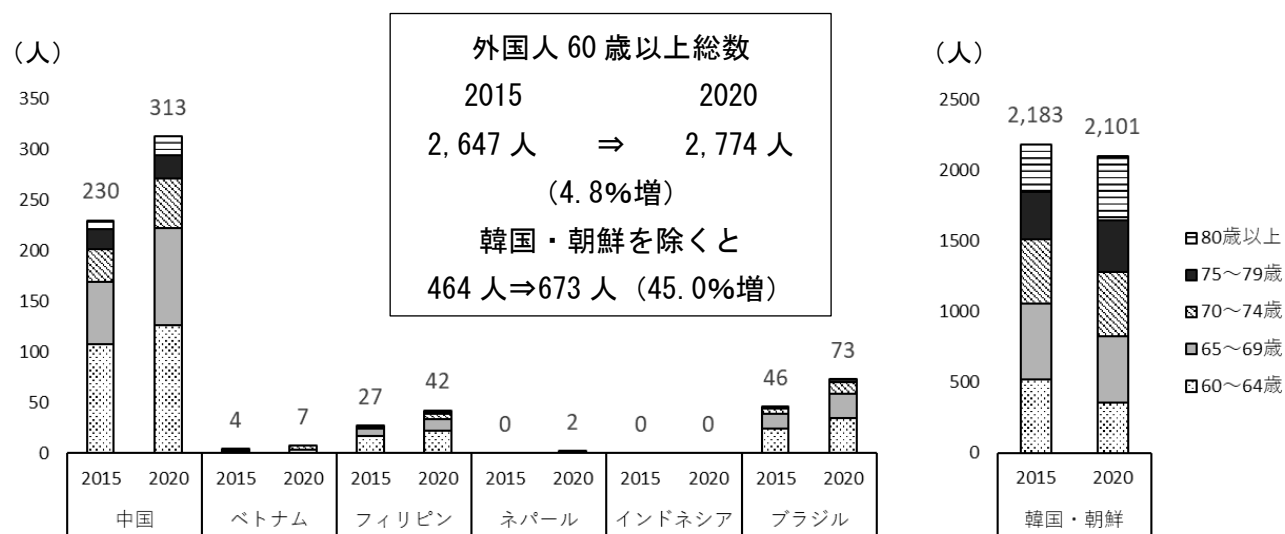
- ・ 外国籍の子ども（0 歳から 14 歳）は、国勢調査のデータによると平成 27 年（2015 年）の 1,246 人から令和 2 年（2020 年）の 1,494 人に 20.0%増加している。年齢別では、0 歳～4 歳はベトナム及びネパール、5～9 歳もベトナム及びネパール、10～14 歳は中国の国籍の子どもが特に増加している。
- ・ 外国籍の高齢者（60 歳以上）は、平成 27 年（2015 年）の 2,647 人から令和 2 年（2020 年）の 2,774 人に 4.8%増加している。特に、韓国・朝鮮以外の国籍の高齢者が 463 人から 673 人に 45.1%増増加している。いずれの年齢層でも中国の国籍の高齢者が特に増加している。

図表 4 国籍別・年齢別（14 歳以下）外国人住民数



(出所) 広島市統計書 各年 10 月 1 日

図表 5 国籍別・年齢別（60 歳以下）外国人住民数



(出所) 広島市統計書 各年 1 0 月 1 日

2 多文化共生意識調査の結果

多文化共生意識調査の実施概要

■ 調査時期

令和4年（2022年）9月1日～10月14日（44日間）

■ 調査対象・項目等

	外国人市民向け調査	日本人市民向け調査
調 査 対 象	広島市内に居住する18歳以上の 外国人市民 5,000人	広島市内に居住する18歳以上の 日本人市民 5,000人
有効回収数(率)	1,662人（33.2%）	2,569人（51.4%）
調 査 項 目	<全29問> 生活情報の入手方法、相談先、日本語学習、差別体験、日本人との交流等	<全17問> 差別を見た経験、外国人との交流、多文化共生社会についての認識等

(1) 定住意思

- 日本での定住意思については、「日本にずっと住む」が前回調査（平成24年（2012年））の74.4%から57.2%に減少し、「日本を主な生活の場所にするが母国と日本を行き来する」が11.4%から19.9%に、「わからない」が4.7%から11.7%に増加している。

図表6 定住意思

定住意思	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
日本にずっと住む	74.4%	57.2%	▲17.2
母国に帰国する	6.4%	6.3%	▲0.1
日本や母国以外の国へ行く	0.4%	0.8%	0.4
日本を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する	11.4%	19.9%	8.5
母国を主な生活の場所にするが、母国と日本を行き来する	2.6%	2.9%	0.3
わからない	4.7%	11.7%	7.0

(2) 日本語能力

- 日本語能力については、「日本語を母語とする人と同じぐらい」が、「話す・聞く」では前回調査の50.4%から32.9%に、「読む」では53.0%から35.3%に、「書く」では56.1%から38.1%に減少している。

図表7 日本語能力「日本語を母語とする人と同じぐらい」

	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
話す・聞く	50.4%	32.9%	▲17.5
読む	53.0%	35.3%	▲17.7
書く	56.1%	38.1%	▲18.0

(3) 生活に関することの相談先

- 生活に関することの相談先としては、「日本に住んでいる家族・親族」が 54.8%と最も多いが、前回調査の 70.0%から 15.2 ポイント減少している。次に多い「日本に住んでいる同じ国の友人・知人」が 45.2%で前回調査とほぼ同じである。次いで「日本人の友人・知人」が 35.0%であり、前回調査の 47.2%から 12.2 ポイント減少している。市や県の相談窓口は 13.5%であり前回調査の 11.8%からわずかに増加している。

図表 8 生活に関することの相談先

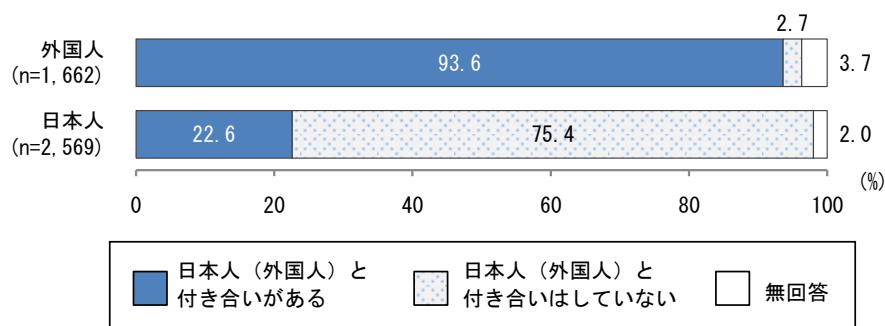
選択肢	平成24年 (2012年) (A)	令和4年 (2022年) (B)	差 (B-A)
日本に住んでいる家族・親族	70.0%	54.8%	▲15.2
日本に住んでいる同じ国の友人・知人	45.2%	45.2%	0.0
日本人の友人・知人	47.2%	35.0%	▲12.2
市や県の相談窓口	11.8%	13.5%	1.7

(4) 日本人と外国人の意識比較

① 日本人と外国人の互いの付き合い方

- 日本人と外国人の互いの付き合いについては、「日本人と付き合いがある」は外国人市民が 93.6%となっており、外国人と付き合いがあると回答した日本人市民の 22.6%を 71.0 ポイント上回っている。

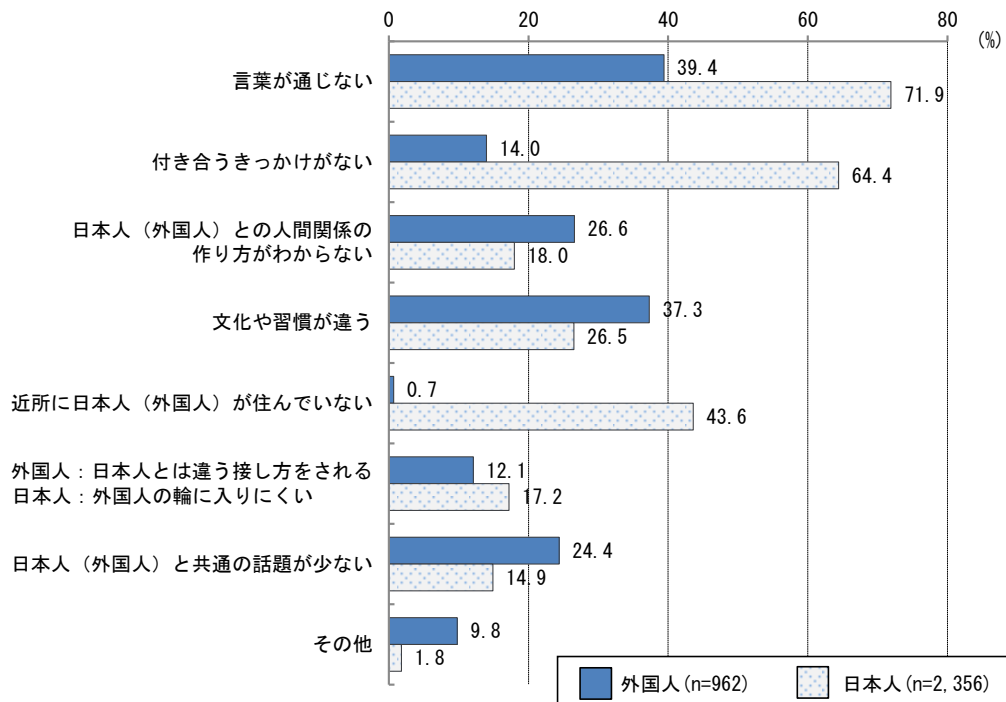
図表 9 付き合いの有無



② 日本人と外国人が付き合う上で難しいこと

- 日本人と外国人が付き合う上でどのようなことが難しいのかについては、「日本人（外国人）との人間関係の作り方がわからない」、「文化や習慣が違う」、「日本人（外国人）と共通の話題が少ない」は外国人市民が日本人市民を上回っている。「言葉が通じない」、「付き合うきっかけがない」、「近所に日本人（外国人）が住んでいない」は日本人市民が外国人市民を上回っている。

図表 10 日本人と外国人が付き合う上で難しいこと



- ・ なお、外国人との付き合いがある日本人のほうが、自分の住まいの近くに外国人が住むことについて『抵抗がない』と回答する割合が高くなっている。

図表 11 住まいの近くに外国人が住むことへの抵抗感

	抵抗がない	抵抗がある
外国人との付き合いあり	78.6%	20.1%
外国人との付き合いなし	67.5%	30.4%

3 本市の多文化共生施策の取組状況

(1) 外国人相談窓口の拡充

- ・ 平成 21 年度（2009 年度）にリーマンショックによる南米出身日系人の大量失業に対応するため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源に設置し、交付金の終了後も事業を継続した。
- ・ 令和元年度（2019 年度）には「外国人受入環境整備交付金」の創設に合わせ、外国人相談員の増員及び勤務時間増、外国人向けポータルサイトの設置など事業を拡充した。
- ・ 令和 3 年度（2021 年度）から安芸郡 4 町（府中町、海田町、熊野町、坂町）との共同運営を開始した。
- ・ 事業開始当初の対応言語は中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語の 4 か国語であったが、現在はベトナム語、フィリピン語が加わり 6 言語となっている。

(2) 日本語教育関連事業の本格実施

- ・ 令和元年度（2019 年度）に「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、「地域の状況

に応じた日本語教育施策の策定・実施」が地方公共団体の責務として規定された。同時に、取組への財政支援として「文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」が創設された。

- ・ 本市では同補助金を活用し、令和元年度（2019 年度）に日本語教育実態調査を実施するとともに、同調査を踏まえ広島市日本語教育推進計画を策定した。
- ・ この推進計画に基づき令和 2 年度（2020 年度）から日本語教育コーディネーターを配置し、初学者向け日本語教室の開設やボランティア養成講座の充実などに取り組んでいる。

(3) 市が発信する情報の多言語化とやさしい日本語の普及

- ・ 市ホームページや各種申請書等の多言語化（やさしい日本語を含む）を進めてきた。
- ・ 市税等に関する市からの送付物の封筒に、送付元所属の英語表記を併記した。
- ・ やさしい日本語を普及させるため、市職員及び市民を対象にやさしい日本語研修を実施している。

Ⅲ 課題の整理

Ⅱで述べた統計データ及び意識調査の結果から、本市の課題を次のとおり整理する。

1 コミュニケーション支援の充実

- ・ 本市に在住する外国人市民が増加し、多国籍化している中で、多言語ややさしい日本語による情報提供が一層重要になっている。
- ・ 日本語の習得が必要な外国人市民が増加しており、日本語教育の推進に関する法律を踏まえ本市の状況に応じた日本語教育関連事業を推進する必要がある。
- ・ 日本国内に、生活に関することを相談できる家族や友人がいない外国人市民が孤立することのないよう、本市が設置している相談窓口を周知し利用しやすいものとする必要がある。

2 ライフステージに応じた支援

- ・ 外国籍の子どもや高齢者が増加しており、教育の機会の確保や子育て支援、本人の希望や能力に合った進学や就職につながるキャリア支援、介護が必要な高齢者支援など、ライフステージに応じた支援を行う必要がある。
- ・ 市職員が外国人市民と接する機会が一層増えることが予想され、区の窓口等をはじめ市役所全体で適切に支援を行うことができる体制づくりが求められている。

3 外国人市民の活躍促進

- ・ 本市で学んだ留学生は多くが大都市圏に転出する傾向があると言われており、留学生が卒業後も本市に定着する環境づくりが重要となっている。
- ・ 国においては技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を導入する方針が決定されている。こうした動向を注視しつつ、関係機関と連携して市域における人材確保・育成を促進することが必要である。
- ・ 本市の多文化共生施策に、外国人市民の意見を取り入れることで、外国人市民のニーズに合った施策実施が期待される。
- ・ 外国人市民の活躍のためには、受け入れ側の意識改革や理解促進も必要である。

4 交流・相互理解の促進

- ・ 相互理解を促進するためには、接触頻度（交流の機会）を増やすことが鍵となる。
- ・ 外国人に対する差別や偏見をなくすためにも、多文化共生意識の啓発に引き続き取り組む必要がある。

Ⅳ 多文化共生のまちづくりの目標と今後の取組

多文化共生のまちづくりの目標

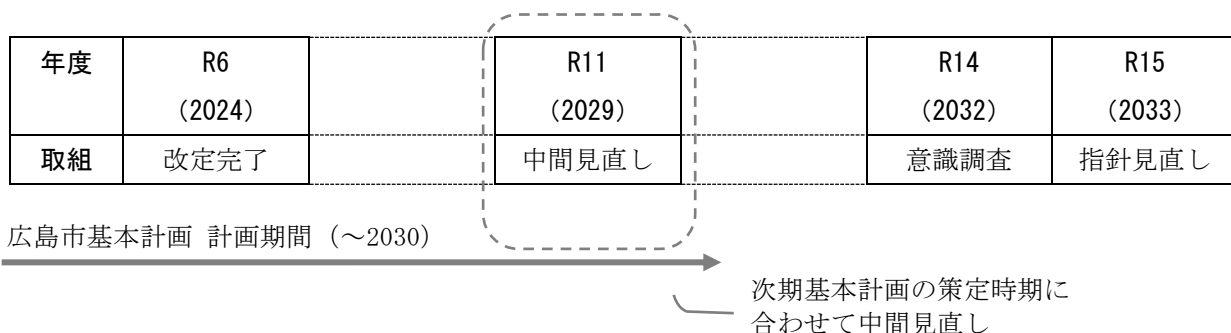
目標１ 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図り、外国人市民を含む誰もが安全に安心して生活できるまちづくりに取り組む。

目標２ 多文化共生意識の高揚

市民同士の交流を促進し、外国人市民を含む全ての人が、それぞれが持つ多様性を豊かさとしてお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深める。

- 上記目標１、２は第６次広島市基本計画（２０２０年～２０３０年）にも盛り込まれているため、現行指針から変更しない。また、外国人市民の数や国籍・在留資格が国の政策や国際情勢により大きく変わり、予測が困難であることから、引き続き定量的な目標は掲げない。
- 意識調査を１０年に１回行っている（次回は令和１４年度（２０３２年度）の予定である）ことから、本指針も次回の意識調査結果を踏まえ令和１５年度（２０３３年度）に見直しに着手する。また、令和１１年度（２０２９年度）には第７次広島市基本計画の策定作業が行われると見込まれ、本指針の策定から見直しの中間年にも該当することから、令和１１年度（２０２９年度）に本指針の中間見直しを行う。



施策体系

目標 1 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

基本施策 1 コミュニケーション支援

施策 1 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- ・ 行政からのお知らせや生活に必要な情報を、やさしい日本語を含む多言語で提供する。
- ・ 外国人市民が行政・生活情報を入手し、生活上の困りごとなどを相談できる窓口を運営するとともに、その周知を図る。
- ・ 外国人相談窓口では、相談の背景と相談者のニーズを的確に把握し、必要な支援に確実につなぐことができるよう、コーディネート機能とフォローアップ体制の強化を図る。
- ・ 外国人市民が日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。

施策 2 日本語教育の推進とやさしい日本語の普及

- ・ 初学者向け日本語教室の実施を始めとして、日本語学習の機会の充実を図る。
- ・ 日本語教師や日本語教育指導者等の日本語教育を支える人材の確保・育成を図る。
- ・ やさしい日本語の普及を図る。
- ・ 外国人を雇用する企業等からの日本語教育や職場内のコミュニケーションについての相談に応じられる体制を整える。

基本施策 2 生活支援体制の充実

施策 1 医療・保健・福祉サービスの提供

- ・ 外国人市民が必要な医療・保健・福祉サービスを利用できるよう、国民健康保険や介護保険等について多言語で情報提供を行うとともに、必要な支援を行う。
- ・ 医療や介護サービスの提供を多言語で行うことができる環境づくりについて検討する。

施策 2 教育機会の確保と子ども・子育て支援

- ・ 学齢期の外国にルーツを持つ子どもの就学状況を把握するとともに、就学に関する情報を多言語により提供する。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもの支援に係る関係者のネットワークをつくり、①外国にルーツを持つ子ども、特に外国人若年層の実態把握と支援体制の構築、②外国にルーツを持つ子どもの支援に関係する知見とノウハウを集約し、「支援者のための支援体制」を整える。
- ・ 学校における日本語学習を支援する。また、日本語学習を支援する人材の養成及び確保に取り組む。
- ・ 母語を学ぶことや、母語で教育を受けることの重要性について啓発を進める。
- ・ 外国人市民が必要な子ども・子育て支援サービスを利用できるよう、多言語で情報提供を行う。また、母子健康手帳や健診の問診票等の多言語化など、サービス提供時の多言語化を進める。

施策 3 適正な労働環境の確保

- ・ 外国人の受入れにかかわる関係団体（経済団体、日本語教育機関、地域団体等）間のネ

ネットワークを構築するための会議体を設置し、企業等における多文化共生の理解を深め、外国人にも働きやすい環境づくりに自発的につながるよう機運醸成を図るとともに、企業等の諸課題や情報を把握・整理し、順次施策に反映させる。

- ・ 出入国在留管理局や労働局と連携し、外国人受入れに係る諸問題についての情報交換等を行い、それを踏まえた対応などについて検討する。
- ・ 外国人を雇用する企業等からの日本語教育や職場内のコミュニケーションについての相談に応じられる体制を整える。(再掲)

施策4 住宅確保のための支援

- ・ 広島市居住支援協議会において、外国人市民の住宅確保要配慮者への居住支援に取り組む。
- ・ 外国人市民の住まい探しに協力する居住支援法人などの具体的な情報や日本の住宅におけるルール等、外国人市民が住宅を確保する上で必要な情報を多言語で提供する。

施策5 災害時等の非常時における支援

- ・ 災害多言語支援センターの設置や災害通訳等ボランティア制度の運用などにより、災害時の外国人市民を支援する。また、発災時に円滑な支援を行うことができるよう、平時に訓練や研修を行う。
- ・ 外国人市民を対象に防災に関する知識の普及啓発を図る。

基本施策3 外国人市民が活躍するまちづくり

施策1 留学生支援

- ・ ひろしま奨学金、留学生会館の運営などの留学生支援に取り組むとともに、就職フェアなどの機会を通じ留学生の本市への定着を図る。

施策2 社会参画の促進

- ・ 市の審議会等委員への外国人市民の登用など、本市の施策全般において外国人市民の意見を市政に取り入れる機会を設けるとともに、社会福祉協議会やひろしまLMO※等の地域・市民団体の活動への参加を促すなど、外国人市民の社会参画を進める。

目標2 多文化共生意識の高揚

基本施策1 交流機会の創出

施策1 お互いの文化を知り交流を深める機会の提供

- ・ 外国人市民と日本人市民、外国人市民同士が交流できるイベント等を通じ、相互理解を促進する。
- ・ 日頃の生活の中での交流が進むよう社会福祉協議会やひろしまLMO※等の地域・市民団体の活動への参加を促す。

※ひろしまLMOの活動への参加事例を入れる

基本施策2 多文化共生の意識啓発

施策1 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

- ・ 国の啓発月間と合わせ、市の広報媒体を活用した意識啓発や関連行事を実施するなど、多文化共生の意識を啓発する取組を強化する。

多文化共生施策の推進体制の整備

外国人市民が増加し多様化する中で、多文化共生社会を実現するための環境整備を進めるに当たって本市の体制を強化するとともに、地域社会や企業、関係機関との連携を進める。

(1) 庁内の推進体制の整備

- ・ 多文化共生のまちづくりに関係する施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島市多文化共生関係課長会議を設け、多文化共生にかかる取組についての情報の収集、提供及び共有を行う。

(2) 多様な主体との連携・協働

- ・ 多文化共生施策の実施にあたっては、社会福祉協議会やひろしまLMO※等の地域・市民団体との連携・協働を推進する。

(3) 多文化共生の拠点整備

- ・ 本市中心部に、多文化共生の機能強化につながる拠点となる場所を設けることを検討する。

※ひろしまLMO（エルモ）：

地区社会福祉協議会や町内会・自治会等が中心となり、多様な主体（地域団体やNPO等）と連携しながら、様々な地域課題の解決に向けて取り組む組織として市が認定したものを広島型地域運営組織「ひろしまLMO（エルモ）」という。

（LMO：Local Management Organization（地域運営組織）の略。）